

目黒区公契約条例（仮称）骨子案（基本的考え方）
に対するパブリックコメントの実施結果

【 目 次 】

1	パブリックコメント実施状況	1
2	意見提出状況	1
3	意見に対する対応区分ごとの件数	1
4	意見の内容と検討結果	2

1 パブリックコメント実施状況

(1) 実施期間 平成29年7月15日(土)から平成29年8月21日(月)まで

(2) 周知方法 ア めぐる区報掲載(7月15日号)、目黒区ホームページ掲載

イ 条例骨子案閲覧(配布)場所

目黒区総合庁舎本館1階区政情報コーナー・4階契約課、地区サービス事務所(東部地区を除く)、各住区センター、各区立図書館

2 意見提出状況

提出者	個人	団体	議会	合計
提出者数	15	16	2	33
意見数	75	76	6	157

3 意見に対する対応区分ごとの件数

対応区分	内容	件数	割合
1	ご意見の趣旨を踏まえて、条例骨子案を修正します。	4	6.6%
2	ご意見の趣旨はすでに条例骨子案に取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	21	34.4%
3	ご意見の趣旨を条例骨子案には取り上げませんが、事業の実施等の中で努力します。	11	18.0%
4	ご意見の趣旨は、今後の検討・研究の課題とします。	21	34.4%
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	0	0.0%
6	その他	4	6.6%
計		61	100.0%

○1件のご意見について内容が複数の区分にわたる場合がありますので、件数は「2 意見提出状況」の合計と一致していません。

4 意見の内容と検討結果

整理番号	枝番号	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
1	01	個人	FAX	目黒区が提案する、公契約条例の制定に賛成です。良い条例を作ってください。 (同意見 他 18 件 (うち、団体 4 件含む))	2	ご意見を踏まえて条例の制定を進めていきます。
1	02	個人	FAX	公契約等を解除された受注者及び受注関係者について「事業者名を公表することがあります」と定めてください。 (同意見 他 9 件 (うち、団体 3 件含む))	2	「事業者名」などを含め、公表する事項やその方法については、施行規則で定めていきます。
1	03	個人	FAX	労働者代表として、労働者団体からの委員参画を求めます。 また、公益（学識者）、事業者、労働者が条例案準備段階から関与し、条例案の吟味・検討を通じることにより条例への理解を深めるため、条例施行前から 3 者代表者委員の参画を求めます。 (同意見 他 9 件 (うち、団体 3 件含む))	2	審議会の構成につきましては、ご意見を踏まえて検討していきます。
1	04	個人	FAX	社会保険の加入の実効性は、条例により加入義務・報告義務を定めるだけでなく予定価格の積算時点で、業務委託では計上する「一般管理費」の中に、工事では計上する「労務費」の中で「法定福利費」金額を明示する等の工夫を行ってください。 (同意見 他 10 件 (うち、団体 3 件含む))	3	予定価格の積算方法や考え方についての検討は、条例の適用となる契約のみならず、契約事務全体に対して必要であると認識しております。
1	05	個人	FAX	条例案では「区内事業者の活用を図ることを努力義務として定める」と記載されております。区内事業者の活用を勧めることで、区の事業に多くの事業者と区民が携わることになり、区の税金がうまく循環することになるものと思います。下請事業者の活用については、条例においてうまく活用される仕組みを作ってください。 (同意見 他 8 件 (うち、団体 1 件含む))	2	ご意見の趣旨は条例骨子案（基本的考え方）と一致しております。 ご意見を踏まえ、条例により、区と公契約を締結した受注者が下請契約をする場合には、区内事業者との契約を推進することにより、地域経済の活性化を目指していきます。

整理番号	枝番号	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
1	06	個人	FAX	<p>業務委託の労働報酬下限額は、区行政職高卒初任給を当該職員の労働時間で割った時間単価が望ましいと思います。</p> <p>また、業務委託及び指定管理に関しては、保育や給食・プールをはじめ、子どもの安全に関わる事業は対象契約とするよう、要望します。</p> <p>（同意見 他 10 件（うち、団体 2 件含む））</p>	3	<p>「業務委託の労働報酬下限額」につきましては、ご意見を踏まえて検討していきます。</p> <p>「子どもの安全に関わる事業」の考え方につきましては、条例の趣旨を踏まえ、契約事務全体の中で検討していきます。</p>
1	07	個人	FAX	<p>対象現場の労働者は、自分自身が条例の対象労働者かどうか、自分の単価がわかっていなければ、その判別ができないと思うので、現場労働者への周知徹底をお願いします。</p> <p>また、労働者から賃金下限額が支払われていないとして申し出があった際にその比較ができる資料として、事業者から提出される台帳については、支払われた賃金実態がわかるものが必要だと思うので、その提出と保管についてお願いします。</p> <p>（同意見 他 10 件（うち、団体 2 件含む））</p>	2	<p>ご意見を踏まえ、受注者が労働者に対して行う周知方法につきましては、施行規則で定めていきます。</p> <p>また、受注者が作成する台帳の提出方法や、台帳に掲げる項目につきましては、条例の実効性を担保できるものを目指し、検討していきます。</p>
1	08	個人	FAX	<p>「1 これまでの経緯」の3つ目の○の文中の、<u>「労働条件を改善」</u></p> <p>↓</p> <p><u>「低賃金・低労働条件を背景にしたダンピング受注を排除」</u>、もしくは<u>「適正な労働条件を確保」</u>に修正した方が、条例の性格上、より適切な表現である。</p> <p>（同意見 他 7 件（うち、団体 2 件含む））</p>	1	<p>ご意見を参考として表記を修正します。</p>

整理番号	枝番号	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
1	09	個人	FAX	<p>受注者の義務の発生根拠は、発注者と受注者の合意契約であるため、 <u>「是正するために必要な措置を講ずるよう命じる」</u> ↓ <u>「是正するために必要な措置を講じることを契約で定め、これの履行を求める」</u>に修正した方が適切な表現である。 （同意見 他7件（うち、団体2件含む））</p>	1	ご意見を参考として表記を修正します。
2	01	個人	FAX	<p>目黒区内の事務所だけを借りて工事を受注するようなペーパーカンパニーを排除するような条例を考えてください。</p>	3	ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、契約事務全体の中で対応していきます。
3	01	団体	FAX	<p>保育の質を担保するために、保育園にかかわる委託等が適用の範囲となるよう求めます。</p>	3	ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、条例の適用対象となる公契約等の範囲につきましては、ご意見を踏まえて検討していきます。
3	02	団体	FAX	<p>適用範囲とならない場合も、例えば努力義務とするなど、区の責務として条例に準じた取扱いを行うよう求めます。</p>	3	ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、条例の適用対象となる公契約等の範囲につきましては、ご意見を踏まえて検討していきます。
3	03	団体	FAX	<p>保育士等の賃金の最低額の設定に際しては、目黒区の常勤、非常勤職員等の労働条件に準じるなど、現在の賃金の底上げにつながるよう求めます。 （同意見 他1件）</p>	4	<p>ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、保育士における賃金の最低額につきましては、保育士の労働条件の改善の中で解決すべき課題であると認識しております。 ご意見につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

整理番号	枝番号	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
3	04	団体	FAX	区は発注者として、賃金の最低額を上回る賃金が受注者から支払われるよう、予算措置等の段階で配慮するよう求めます。 (同意見 他1件)	2	ご意見の趣旨は条例骨子案（基本的考え方）と一致しております。 ご意見を踏まえて条例の制定を進めていきます。
4	01	団体	書面	目黒区公契約条例の制定について 私たちの長年の要求でもあり、当団体としても目黒区公契約条例の制定に、賛同するものです。	2	ご意見を踏まえて条例の制定を進めていきます。
4	02	団体	書面	今回の「骨子案（基本的考え方）」について 2017年3月目黒区より「骨子案制定」に向けて、区内労使団体等からの意見聴取が行われました。 その際には、当団体をはじめ区内労働者団体より、意見を述べさせていただいております。 今回発表された骨子案はこれら労働組合の要請に応え、以下のように他自治体の条例と比べても、包括的・実質的な内容となっていると評価します。 ① 条例の対象を 5000 万円以上の工事請負契約、1000 万円以上の業務委託契約・指定管理と幅広く設定。 ② 対象労働者の範囲も、正社員・パート・アルバイト・派遣などすべての雇用形態を問わず、また下請け・孫請け・いわゆる一人親方なども含めすべての労働者としている。 ③ すべての労働者の社会保険加入の徹底とその報告義務を定め、使用者側の社会保険加入による法定福利費の確保も含め、公正な競争を図ることにも資するとしている。 ④ 公契約受注者に、下請けに際しては区内事業者の活用を図る努力義務を規定している。 (同意見 他1件)	2	ご意見の趣旨は条例骨子案（基本的考え方）と一致しております。 ご意見を踏まえて条例の制定を進めていきます。

整理番号	枝番号	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
4	03	団体	書面	<p>「骨子案（基本的考え方）に、さらなる検討を今後は基本的にこの骨子案を生かし、より豊かにして条例制定を行うことを求めます。合わせて以下のような点に考慮を図るよう求めます。</p> <p>① 事業者・労働者・学識経験者からなる審議会を設け、最低賃金の設定のみならず条例の運用上の課題も審議するとしていますが、条例の制定に向けてもその前身たる検討会を設け、検討を行うことを求めます。</p> <p>② 審議会について、区内事業者、労働組合の各団体のサポートを受け、実質的に条例の運用、対象労働者・事業者へ広報や実態把握、労働者の訴えを把握する機関として機能するよう、幅広い構成とすることを求めます。</p> <p>③ 条例の適用対象について、指定管理などを含め新規の契約のみならず、現行の指定や契約にもその評価の機会などを通じ準用するよう、また直接区との契約関係になくとも、例えば民設民営施設でも公有地などの提供に際してはその条件として準用を図るなど、条例の精神を区の関係するすべての公共事業に及ぼすよう定めることを求めます。</p> <p>（同意見 他1件）</p>	4	<p>条例制定までの検討につきましては、ご意見に沿うことは困難でございますが、条例に関する重要な事項を審議するための審議会の構成や、条例の適用対象となる公契約等の範囲につきましては、ご意見を踏まえて検討していきます。</p>
4	04	団体	書面	<p>「公契約条例に関する審議会」について労働者代表として、様々な労働者団体から幅広く委員としての参加を要望します。</p>	2	<p>ご意見の趣旨は条例骨子案（基本的考え方）と一致しております。審議会の構成につきましては、ご意見を踏まえて検討していきます。</p>

整理番号	枝番号	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
5	01	団体	書面	<p>本年3月に「公契約条例制定の検討について(中間のまとめ)」に対する意見聴取が行われ、経営団体、労働組合などの意見を踏まえ、このたび条例骨子案が示されたことに対し、敬意を表します。</p> <p>基本に、公正・適正な価格での契約の促進、労働者の適正な労働条件確保、地域経済の活性化を捉えたことは、この間当団体として要望してきたことが反映されたものとして歓迎するものです。</p> <p>適用範囲で、制度スタート時の基準を予定価格5千万円以上の工事契約、1千万円以上の業務委託とした点は、他の自治体と比較しても優れた面と考えています。</p> <p>また、対象となる労働者の受注者の正社員に加えパート、アルバイト等が対象となることは重要と考えます。雇用形態が一人親方を含む点や下請け契約の中に、区内事業者の活用を定めた点も、区内の後継者育成につながるものと期待するものです。</p> <p>条例が、事業者・労働者の生活改善につながるよう、共通の理解のもと実行力のある制度となることを求めたいと思います。</p>	2	<p>ご意見の趣旨は条例骨子案（基本的考え方）と一致しております。</p> <p>ご意見を踏まえて条例の制定を進めていきます。</p>
5	02	団体	書面	<p>公契約条例に関する審議会については、これまでの検討が行政機関を中心としたものであったことを踏まえ、経営者、労働者、学識経験者の選出方法や、検討する項目（労働者の賃金、福利厚生費、対象業務の範囲）について明確にする必要があると思います。</p>	2	<p>公契約条例に関する審議会の委員の選出方法や、審議会での審議事項及び運営に関する事項につきましては、ご意見を踏まえて検討していきます。</p>

整理番号	枝番号	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
5	03	団体	書面	公契約条例の対象となる、区内事業者、区民、労働者を対象とした幅広の方との学習の場を設け、公契約条例への理解を深めることが必要です。	2	ご意見を踏まえて、条例への理解を深める機会を設けることを検討していきます。
5	04	団体	書面	労働者賃金の最低額の決定にあたっては、産業別の賃金の算定が必要です。 また、最終賃金の順守は、雇用労働者と受託者との賃金支払い契約が事前に行われるようにすることが必要です。	4	ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、ご意見につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。
5	05	団体	書面	指定管理者については、住区住民会議など目的に合わせた報酬支払いも行われていることから、条例での統一化に向けた配慮が必要です。	4	ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、ご意見につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。
5	06	団体	書面	委託契約においては、工事発注のように積算内訳を作成し、労務単価の基準を明確にすることや、法定福利費などの記載など、明確な仕様の作成が重要です。	4	ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、ご意見につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。
5	07	団体	書面	下請契約にあたっては、区内事業者の構成割合など具体的な基準を定めることも必要。	4	ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、ご意見につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。
5	08	団体	書面	労働者等の申し出を受ける場を具体的にする必要があります。 公益通報者制度のように中立的な機関の設置について検討すべきです。	4	ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、ご意見につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

整理番号	枝番号	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
6	01	団体	書面	目黒区公契約条例の制定について 目黒区公契約条例の制定に賛成します。 (同意見 他1件)	2	ご意見を踏まえて条例の制定を進めていきます。
6	02	団体	書面	「1 これまでの経緯」及び「2 条例制定の趣旨」について理解します。貴区が目指すとおり、同条例が、労働者の適正な労働条件の確保、事業者の優秀な人材の確保のための環境整備、公共工事及び委託業務等の安全及び品質の確保、区民サービスの向上と地域経済の活性化につながることを心より願っています。 (同意見 他1件)	2	ご意見の趣旨は条例骨子案（基本的考え方）と一致しております。 ご意見を踏まえて条例の制定を進めていきます。
6	03	団体	書面	「3 条例の基本的考え方」について (1)「2 定義」、「8 賃金の最低額」、「9 受注者等の遵守すべき事項」、「10 労働者等の申し出」について 条例に基づき、公契約により受注者及び受注関係者が労働者等に支払う最低額の名称については、対象範囲の労働者等に支払う労務報酬の法的範囲（労基法上の労働者に支払う「賃金」だけではないこと）を勘案し、 <u>「賃金の最低額」</u> ↓ <u>「労働報酬下限額」</u> もしくは <u>「労務報酬下限額」</u> と修正してください。 ※以下、「賃金の最低額」については「労働報酬下限額」と記載します。 (同意見 他1件)	1	ご意見を参考として表記を修正します。

整理番号	枝番号	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
6	04	団体	書面	<p>「6 適用範囲」について</p> <p>条例効果の確保という目的から、区の建築・土木関係の全契約予算総額に占める適用対象契約総額の割合が5割を超えることが望ましいですが、事務負担を考慮して、施行当初は当該割合を3～4割程度とし、その後徐々に増やしていくことが必要だと考えます。</p> <p>（同意見 他1件）</p>	4	条例の適用対象となる公契約等の範囲につきましては、事業者への事務負担などを考慮しながら検討していきます。
6	05	団体	書面	<p>「7 条例の対象となる労働者等の範囲」について</p> <p>一定規模の工事については監理技術者を現場に配置することになっていますが、他の条例施行自治体において、労働者として従事する監理技術者が公契約条例の対象から外されている例が見受けられます。全ての労働者が漏れなく、条例の恩恵を受けるべきと考えます。監理技術者も条例の対象となる労働者としてください。</p> <p>（同意見 他1件）</p>	4	条例の対象となる労働者等の範囲に監理技術者を含めることにつきましては、今後の検討課題とさせていただきます。
6	06	団体	書面	<p>「8 賃金の最低額」について</p> <p>条例施行当初に設定する業務委託の労働報酬下限額については、公共サービスの労働対価の下限額というものであることから、区行政職高卒初任給を当該職員の労働時間で割った時間単価が望ましいと考えます。</p> <p>また、建設・土木の労働報酬下限額については、条例施行自治体のなかで、未熟練者という考えが入っていない条例では軽作業員が多くなり、未熟練者の数に規制を設けない条例では未熟練者が多くなるなどの事例が見受けられます。</p> <p>建設業における未熟練者の扱いに配慮するとともに、未熟練者の数についても適切な配分をご検討ください。</p> <p>（同意見 他1件）</p>	4	業務委託契約における賃金の最低額や、建設業における未熟練者に係る賃金の最低額につきましては、ご意見を踏まえて検討していきます。

整理番号	枝番号	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
6	07	団体	書面	<p>「9 受注者の遵守すべき事項」、「10 労働者等の申し出」について</p> <p>公契約条例という名称は、一般の区民のみならず事業者、労働者にとっても馴染みが薄い名称です。元請事業者が下請事業者に対して十分な説明をするものと思いますが、下請事業者の理解が不十分なままだと、元請に提出する見積書が労働報酬下限額を下回る単価で計算された金額になる可能性も否定できません。労働者に下限額以上の労働報酬（賃金）が支払われない事態も懸念されます。</p> <p>特に建設業は重層下請構造にあり、元請事業者だけではなく、多くの下請事業者が現場で働きます。公契約条例は、元請事業者はもとより、すべての下請事業者の理解が進むことでその実効性が高まります。</p> <p>また、対象現場の労働者が、自分自身が条例の対象となる労働者か否か、自分自身の労働報酬下限額を理解していなければ、下限額以上の労働報酬（賃金）の支払いを受けているか否かを判別できず、その支払いが下限額以下の場合に区に申し出ることもできません。</p> <p>条例の実効性を担保するため、事業者および労働者への周知徹底をはじめ、次の①から⑦の対策を行うようご検討ください。なお、これらの対策はすべて、他の公契約条例施行自治体において既に実行されています。</p>	2	<p>ご意見の趣旨は条例骨子案（基本的考え方）と概ね一致しております。</p> <p>条例への理解を深めるための施策や条例の周知につきましては、ご意見を踏まえ、適切に対応していきます。</p>

整理 番号	枝番 号	区分	種別	意見内容	対応 区分	検討結果（対応策）
6 (続き)	07 (続き)	団体	書面	<p>① 元下間の見積条件書や請負契約書に、労働報酬下限額を（別表等に）記載の上、その支払いを見積及び契約の条件とすること。</p> <p>② 受注者と下請事業者の現場責任者（所長及び監督等）が確定した段階で、公契約条例の目的や現場での運用について、区からの説明会を開催すること。</p> <p>③ 条例の目的や下限額（建設の場合、時給と時給×8時間《日給》を併記）と、「労働者の申出」等を記載したリーフレット、ポスターを区が作成すること。</p> <p>④ 区が作成したリーフレットを、新規入場者教育や朝礼、職長会議などで現場入場者全員に配布し、説明すること。</p> <p>⑤ 区が作成したポスターを、現場事務所や休憩所、朝礼場所など、労働者の目に届く所に掲示すること。</p> <p>⑥ 新規入場者教育で、公契約条例の説明を受けた旨を確認するため、労働者本人の署名を受け、保管すること。</p> <p>⑦ ①から⑥を、「契約に関する文書」や見積条件書に記載すること。</p> <p style="text-align: right;">（同意見 他1件）</p>		

整理番号	枝番号	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
6	08	団体	書面	<p>「18 区内事業者への下請活用」について事業者が公共工事を受注し、当該公共工事の現場で、区内の下請事業者および労働者が働き賃金を得ることで、区内事業者の育成、優秀な人材の確保と定着を促す効果が一層高まると考えられます。</p> <p>また、基本方針の中で「地域経済の活性化の促進」が触れられており、下請事業者の活用を促すことで、区内経済の好循環が期待できます。</p> <p>条例案では「区内事業者の活用を図ることを努力義務として定める」と記載されておりますが、区内事業者の活用を50%以上と定め、元請事業者から区内事業者の活用状況の報告を求め、区は当該状況を把握し、必要な対策を講じてください。</p> <p>（同意見 他1件）</p>	4	ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、区内事業者の具体的な活用方法につきましては、ご意見を踏まえて今後の検討課題とさせていただきます。
6	09	団体	書面	<p>条例および施行規則等のなかの「社会保険」という文言は、社会保険（協会けんぽ、厚生年金）加入の適用除外者（5人未満の常用労働者を雇用している個人事業所、一人親方等）に対して誤解を招く恐れがあります。</p> <p>国土交通省も「適正な社会保険」への加入と表記しています。国に準じ、条例および施行規則等のなかの「<u>社会保険</u>」という文言を、「<u>適切な社会保険</u>」という表記に変更して統一してください。</p> <p>（同意見 他1件）</p>	1	ご意見を参考として表記を修正します。

整理番号	枝番号	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
7	01	団体	メール	<p>【4 区の責務】について 「基本方針に掲げた施策について、より効果的に、かつ実効性のあるものを目指すこと」については、表現が抽象的で、どのような施策がとられるのか具体性にかけています。</p> <p>例えば、区はあらかじめ条例で定めた人件費を十分見込んだ契約金額を設定して実効性を担保するなど、公契約等の質や適正な労働条件の確保等に向けた区の責務をもう少し明確に記載してください。</p>	3	<p>ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、条例の実効性を担保するための具体的な施策につきましては、施行規則の制定において検討していきます。</p>
7	02	団体	メール	<p>【6 適用範囲】について 条例の目的からしても、本来は全ての公務関係労働者に適用されるのが望ましいとの考えは区も同様と思います。</p> <p>受託事業者の事務負担等を考慮し、一定の金額以上で設定することは仕方がない部分もありますが、例えば他自治体では「500 万円以上の委託」などの設定も見受けられます。なるべく多くの労働者が対象となるよう、適用範囲の拡大を求めます。</p> <p>また、適用範囲以外の契約等についても、届出等を要しない努力義務とし、全ての契約で賃金の最低額等の周知は行うなど、具体的な運用の工夫についても検討をお願いします。</p>	4	<p>ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、条例の適用対象となる公契約等の範囲につきましては、事業者への事務負担などを考慮しながら、ご意見を踏まえて検討していきます。</p> <p>一方、条例の適用対象とならない公契約等につきましては、労働者の適正な労働条件の確保や、公契約の品質及び適正な履行の確保を目指し、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

整理番号	枝番号	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
7	03	団体	メール	<p>【8 賃金の最低額】について</p> <p>低賃金などを理由に保育士の不足が社会問題となり、区直営の保育園や児童館学童保育クラブでさえも、非常勤職員や臨時職員が集まらない状況が発生しています。保育分野に限らず、特別養護老人ホームや障害施設などの区の指定管理や委託、派遣などでも人材不足や欠員が恒常化しています。</p> <p>公的サービスを担保する意味では、業種ごとの「状況」に着目した賃金の最低額の設定が必要と考えます。</p> <p>また、地域別の最低賃金を最低額設定の根拠とする自治体もあるようですが、そもそも最低賃金は、それ以下の賃金で働かせることは犯罪となる低い金額であり、一時期は生活保護基準との逆転現象が起こったように、健康で文化的な生活を営むことが困難な金額です。</p> <p>そのことを踏まえ、最低賃金を大幅に上回る、東京で安心して生活し、働ける賃金設定を求めます。</p>	4	<p>ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、保育士における賃金の最低額につきましては、保育士の労働条件の改善の中で解決すべき課題であると認識しております。</p> <p>ご意見につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
7	04	団体	メール	<p>【9 受注者の遵守すべき事項】について</p> <p>「19 社会保険の加入」で社会保険加入義務の徹底と報告義務を定めていますが、受注者の遵守すべき事項としては、「賃金の最低額について」労働者等への周知を行うこととなっており、また、労働者等の申出でも「賃金の最低額以上の賃金が支払われない場合においては」となっていることから、社会保険の加入についても遵守すべき事項として労働者への周知等が行われるようにしてください。</p>	4	<p>ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、条例の実効性を担保するための具体的な施策につきましては、施行規則の制定において検討していきます。</p>

整理番号	枝番号	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
7	05	団体	メール	<p>【10 労働者等の申出】について 区又は受注者若しくは受注関係者に申し出ることができるとしていますが、実際には雇用関係のある受注者等に申し出るとは難しい場合が多いと思われまます。</p> <p>また、区に申し出の場合、どこに・どのように申し出たらいいのかわからず、申し出に至らないことも心配されます。</p> <p>ついては、区への申出窓口を明確にして周知し、匿名性を担保するなど、実効ある制度の運用に向けた対応をお願いします。</p>	3	ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、労働者等の申出について実効性のあるものとするために、制度の運用方法として検討していきます。
8	01	団体	メール	<p>労働条件の審査・認証について 労働者の適正な労働条件を確保するにあたっては、事業者の自己申告にとどめるのではなく、労働関係諸法令を熟知した外部の第三者による労働条件の審査・認証を事業者に課すことが望ましいと考えます。</p> <p>審査・認証には公正性を担保するため一定の基準が必要であるため、労働条件審査の判定基準を有する社会保険労務士会もしくは、労働条件審査の能力を有する社会保険労務士事務所が担当することが現実的と考えます。</p> <p>条例の趣旨がより早く浸透させるため、目黒区が費用負担を行い事業者に審査・認証させる以外にも、事業者各自が費用を負担し審査・認証させることも可能とすべきと認識しています。</p>	4	ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、社会保険労務士の活用につきましては、ご意見を参考に、今後の検討課題とさせていただきます。

整理番号	枝番号	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
8	02	団体	メール	審議会の構成メンバーについて 公契約条例に関する審議会の構成メンバーについて、労働社会保険諸法令及び労務管理の専門家であり、日頃から労使関係、雇用管理、就業管理、安全衛生、教育訓練、福利厚生等に実務で携わっている社会保険労務士を登用していただくと、条例の運用に役立つと考えています。	4	ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、条例に関する重要な事項を審議するための審議会の構成につきましては、ご意見を参考に、今後の検討課題とさせていただきます。
9	01	団体	メール	公契約条例の早期制定を求めます。	2	ご意見を踏まえて、平成30年度中の施行を目指し、条例の制定を進めていきます。
9	02	団体	メール	目黒区が関連する契約全てを適用対象とすること。工事請負だけでなく、業務委託、指定管理者、保育園及び学校給食等の請負契約、非常勤職員及び臨時職員、目黒区が出資する法人等、可能な限り条例上明示すること。 特に、保育の質を担保するために、保育園及び学童保育クラブに関する委託契約等が適用範囲となるように求めます。さらに、これらについては適用（下限）金額を定めないこと。	4	ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、条例の適用対象となる業務委託契約、及び指定管理協定の範囲につきましては、施行規則で明示します。 保育園及び学童保育クラブに関する委託契約等の考え方につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。
9	03	団体	メール	公契約条例に関する審議会の構成員は、労働者団体、事業者団体、学識経験者とし、広く区民に開くこと。 また、労働組合から委員を選出すること。	2	ご意見の趣旨は条例骨子案（基本的考え方）と一致しております。 審議会の構成につきましては、ご意見を踏まえて検討していきます。
10	01	団体	メール	12 報告等及び立入調査 期限を区切って速やかに立ち入り調査できるように文言を変えてほしい。隠蔽が取り沙汰されるご時世、隠滅されるケース等も考慮し、しっかりチェックできる様に訂正お願いいたします。	2	ご意見の趣旨は条例骨子案（基本的考え方）と一致しております。 報告及び立入調査につきましては、条例の運用方法の中で検討していきます。

整理番号	枝番号	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
10	02	団体	メール	13 是正措置 委託金、保証金等を設けてほしい。是正に従わない場合、速やかに当該労働者へ分配できるように。	4	ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、ご意見につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。
10	03	団体	メール	15 損害賠償 委託金、保証金等を設けてほしい。損害賠償も取り損なうケースを想定すると保証金から弁償できるようにする。 原資が税金、受注する側の一定の姿勢を示すものとして取り入れてほしいと思います。	4	ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、ご意見につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。
11	01	団体	メール	目次をつけてください この「骨子案（基本的考え方）」は、さして長文ではないが、記述のレイアウトが複雑で、飾り付けが多く、全体が把握しづらい。 パブリックコメントの対象としての「条例素案」とは言えないし、そのようにしなかった由縁であるが、せめて目次だけでもつけてほしい。	6	ご意見の趣旨に沿うことは困難でございますが、ご指摘の点を踏まえ、今後のパブリックコメントの内容や構成につきましては、皆様にとってわかりやすいものであるよう努めます。
11	02	団体	メール	各施設等の利用者団体への意見聴取がおこなわれなかったのは遺憾である 資料「目黒区公契約条例（仮称）制定までのスケジュール」によれば本年3月に関係団体等への意見聴取が実施されたことになっており、われわれも実際、労働組合関係者からそのように聞いているが、この意見聴取が労使という枠組みの中での関係団体等にとどまったことは、有益な意見・情報の機会を逸したものとして、遺憾であるとともに、残念なことであった。 各施設等の利用者団体という対象範囲は十分把握可能であり、接触可能なものである。 あえて除外した事情を問うとともに、意見聴取をおこなった関係団体等の意見を公表するよう求める。	6	公契約条例制定の検討に係る「中間のまとめ」につきましては、条例制定により、その影響を受ける方々の団体から意見聴取を行いました。 したがって、ご意見の趣旨に沿うことは困難でございます。

整理番号	枝番号	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
11	03	団体	メール	<p>本案件について再度、外形的に「条例」の形を整えた、いわゆる条例素案についてのパブリックコメント実施を求める</p> <p>骨子案（基本的考え方）という段階でパブリックコメントをおこなうことを否定しないが、今回示された「3 条例の基本的考え方」の「17」「18」「19」・・・はいずれも漠然としていて、常識の範囲では賛否を決め難く、高度の専門的知識のある人・団体でなければ建設的な意見も出せないだろう。</p> <p>現段階では「3 条例の基本的考え方」の「1」「2」「3」などへの賛否を示すことにとどまるであろう。</p> <p>特に、「17 公契約条例に関する審議会」は「事業者と労働者のそれぞれの代表者、学識経験者などで構成」というだけならば、それは結局、労使の力関係で物事が決まり、そこに中立委員が若干、介入するという従来の構図を出ないこととなるであろう。</p> <p>目黒区の本条例検討委員会はもっと成熟した構図を考えているであろうが、それを盛り込んだ条例素案についてのパブリックコメントを実施して頂きたい。</p> <p>ちなみに、区有施設見直し計画は検討素材の段階と計画素案の段階との二回にわたってパブコメを実施している。</p>	6	<p>条例制定までのスケジュールでもお示ししましたとおり、条例素案についてのパブリックコメントを実施することは予定しておりません。</p> <p>したがいまして、ご意見の趣旨に沿うことは困難でございます。</p>

整理番号	枝番号	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
11	04	団体	メール	<p>賃金に関するスタンダード 今日、日本は賃金についてダブルスタンダードの状態にある。</p> <p>一つは、厚生労働省所管の最低賃金法によるものの最低賃金である。今一つは、国土交通省及び農林水産省所管の公共工事設計労務単価である。後者は建設労働者の賃金等に関するものであるが、建設労働の対象はきわめて広いことと、公共工事が占める割合が大きいことにより、スタンダードとみなしうるものである。</p> <p>当会はこの二つについて全面的に妥当性等の判断を示す立場にないが、一、二の点について指摘し、意見を述べる。</p> <p>一点目は、最低賃金法による最低賃金は時給で表示されているのに対し、公共工事設計労務単価は日給で表示されていることである。人はたとえ時給で働くことがあったとしても、生活は一日単位で過ごすものである。よって、賃金は本来、日給で定められるべきものであり、公共工事設計労務単価の方が合理性がある。</p> <p>二点目は、「事業者と労働者に影響を与える賃金の最低額の設定や、条例の運用上必要な事項を審議する機関を設置します。」と言っているが、これは第三のスタンダードをつくるということなのかどうか、ということである。しかも「審議会は、事業者と労働者のそれぞれの代表者、学識経験者などで構成します。」という審議会において、それは相当に大きな事務局を持たなければ不可能なことである。</p>	6	<p>いただいたご意見につきましては、参考とさせていただきます。</p> <p>また、「公契約条例に関する審議会」につきましては、賃金の最低額の設定、その他審議会が必要と認めた事項について審議することを想定していますが、具体的な審議事項につきましては今後検討していきます。</p>

整理番号	枝番号	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
12	01	団体	メール	<p>骨子案5 受注者の責務 労働関係法令遵守や適正な労働条件等を区としてチェックするシステムはあるのでしょうか？ 区が公契約等のあり方の基本と考える『公正な競争及び適切な価格による契約の促進』や『労働者等の適正な労働条件の確保』に繋がると思いますのでチェックシステムの構築をお願い致します。</p>	2	<p>ご意見につきましては、労働条件等を適切にチェックできるシステムの構築に努めます。</p>
12	02	団体	メール	<p>「骨子案18 区内業者への下請活用」を努力義務として頂いているのはとても意義のある事だと思います。</p>	2	<p>ご意見の趣旨は条例骨子案（基本的考え方）と一致しております。 区内事業者への発注に最大限努めることにより、区内事業者の受注機会の確保を図るとともに、工事請負契約の下請契約についても区内事業者の活用を促進し、地域経済の活性化を目指していきます。</p>
12	03	団体	メール	<p>業務委託契約において 現在、大型案件につきましてはほぼ区外業者が受注しており、区内業者育成の為入札参加条件に差をつけて頂くことを希望します。 また、ダンピング防止、適正な品質と履行を確保する為にも最低価格の設定をご検討頂きたいと思致します。</p>	3	<p>ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、契約事務全体の中で対応していきます。</p>
13	01	議会	メール	<p>条例の適用対象となる公契約の範囲について、工事請負契約については予定価格3千万円以上、業務委託についても800万円以上にするなど、条例の適用範囲を他区以上に広げること。</p>	4	<p>条例の適用対象となる公契約の範囲につきましては、ご意見を踏まえ、条例制定により発生する事務負担を考慮しながら、また条例施行後の検証結果を踏まえ今後の検討課題とさせていただきます。</p>

整理番号	枝番号	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
13	02	議会	メール	<p>受注者の遵守すべき事項について</p> <p>① 区に提出する賃金支払報告書はどのような内容なのか。支払額の記載をはじめ、従事業種、支払い形態、労働日数、労働時間、時間外労働などが記載される「労務台帳」にすること。</p> <p>② 労働者等への周知について、賃金の最低額だけでなく、条例が適用される労働者等の範囲、賃金の支払いについて受注者および受注関係者に連帯責任があること、労働基準法に規定する所定労働時間および休日、申し出をする場合の連絡先、申し出をしたことを理由として解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと、なども周知すること。</p> <p>③ 業務委託、指定管理について、その業務に従事する労働者の雇用の安定と業務の質の維持や継続性の確保をはかるため、入札等によって受注者が変わった場合、継続雇用を希望するものについては、勤務成績の不良などの理由がない限り、継続して雇用することを努力義務として明記すること。</p>	4	<p>① 賃金支払報告書の項目につきましては、労働日数等の記載を求めることを含め、ご意見を参考に今後検討していきます。</p> <p>② 条例の実効性を担保するため、労働者等への周知内容やその方法につきまして、ご意見を参考に今後検討していきます。</p> <p>③ 業務委託等における従事者の継続雇用の必要性については認識しております。</p> <p>契約事務全体の中で対応していくべきであるかを含め、今後検討していきます。</p>
13	03	議会	メール	<p>労務台帳の閲覧や公契約条例にかんする問い合わせなど、条例対象労働者からの問い合わせについて、速やかに対応することを明記すること。</p>	3	<p>ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、労働者の方々にとって、条例の効果が実感できるために、適切に対応できる仕組みを構築していきます。</p>

整理番号	枝番号	区分	種別	意見内容	対応区分	検討結果（対応策）
13	04	議会	メール	受注者および受注関係者へのペナルティーは、公契約等の解除とともに指名停止措置も行うこと。	3	ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、ご意見を踏まえ、指名停止措置基準の見直しを検討していきます。
13	05	議会	メール	公契約条例に関する審議会について、事業者、労働者の代表は複数名選出すること。	2	ご意見の趣旨は条例骨子案（基本的考え方）と一致しております。 審議会の構成及び人数につきましては、ご意見を踏まえて検討していきます。
14	01	議会	書面	条例の第6条、適用範囲には、予定価格1千万円以上の業務委託に関する契約や、指定管理協定についての記載がされている。 例えば、公共施設の指定管理者の中には、NPO法人や、住民組織などのような人的資源が少ないところもあるので、単純に予定価格（1千万円以上）だけ判断するのではなく、契約内容、人的資源の面や、事務負担軽減をしっかりと考慮して適用するか否かを慎重に判断して頂きたいと考えるが、区の見解を伺う。	3	ご意見の趣旨を条例骨子案（基本的考え方）には取り上げませんが、条例の適用とする指定管理協定につきましては、施行規則の中で、指定管理者の取扱いを具体的に定めていきます。